

審査会回答 第 5 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成 19 年 1 月 20 日付け保指第 5 3 5 8 号による意見照会について、
下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 5 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 6 月
20 日付け保指第 3 0 6 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」と
いう。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当で
ある。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開
示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「鋸南町への平成
18 年度の国保法 7 2 条の 2 の 2 第 2 項の県負担金支出に関して、鋸
南町が国民健康保険審査会に提出した弁明書から、鋸南町国保条例
1 1 条の 3、1 5 条の 7 で規定する各賦課総額が正しくないことがわ
かる一切の書類（上記弁明書を含む）及び上記各賦課総額が正しくな
いことを承知してから、上記県負担金が上記条例の規定のとおりであ
るとして支出されたのを是正していない職員が誰かわかる書類」と
いうものである。

イ 実施機関は、鋸南町は、条例に従って事務処理を行い国民健康保険
運営協議会への諮問や議会の議決を経て各賦課総額の決定を行っている
ものと考えており、千葉県が負担金を支出するに当たり、正しいも
のではないことを承知しながら各賦課総額が正しいものとして支出し
た行政文書とはどのようなものか不明であるため、平成 19 年 6 月
1 3 日付け保指第 2 7 4 号により異議申立人に対し、開示請求する行
政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めたところ、
平成 19 年 6 月 1 6 日付けで異議申立人から補正書が送付された。

ウ 補正書に記載された内容は

「1. 平成19年3月2日付鋸保60号弁明書に添付の『平成18年度鋸南町国民健康保険条例第11条の3に基づく一般被保険者に係る基礎賦課総額』の表と『平成18年度鋸南町国民健康保険条例第15条の7に基づく介護納付金賦課総額』の表（以下「補正1」という。）

2. 上記1、の各表の『上記を基準として算定した』については鋸南町長が説明できないことから虚偽記載であるのが明らかとなり、各表の賦課総額が同条例のと通りの正しいものではないことを承知しながら、千葉県健康福祉部保険指導課国保指導室の担当者の渡辺さんが国保法72条の2の2第2項の県負担金を各賦課総額が正しいものとして支出したのを是正がされていないのに関係の県職員が誰かわかる書類（千葉県補助金等交付規則で鋸南町に対して報告を求める権限がありながら行使していないことがわかる書類も含む。）（以下「補正2」という。）」

というものであった。

エ 実施機関は、補正2について、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

なお、補正1については、当該記載内容から行政文書の特定が可能となり、平成19年6月20日付け保指第306号で行政文書開示決定を行っている。

オ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の事務処理が適正に行われていないことを前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、上記ウのと通りの記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

カ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。